

○議長（茅沼隆文）

次に、日程第2 議案第15号 「開成町と神奈川県との間における行政不服審査会の事務の委託に関する協議について」を議題といたします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。神奈川県に行政不服審査会の事務を委託することについて、同県と協議する必要があるので本案を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

細部説明を担当課長に求めます。

総務課長。

○総務課長（山口哲也）

それでは、議案を朗読いたします。

議案第15号 「開成町と神奈川県との間における行政不服審査会の事務の委託に関する協議について」。

神奈川県に行政不服審査会の事務を委託することについて、別紙のとおり協議する。よって、地方自治法第252条の14第3項で準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により議会の議決を求める。

平成28年3月4日提出、開成町長、府川裕一。

1ページ、おめくりください。

昨日、ご説明申し上げました行政不服審査法の改正により、市町村は新たに「行政不服審査会」という第三者機関を設置する必要が生じました。この審査会は審査庁の判断をチェックする機関となりますが、広範な行政分野に関する多様な事案について、審査庁の判断の妥当性や審理手続の適正性をチェックする役割を担うことになることから、さまざまな行政分野に対応できる法的知見を持った有識者によって構成することが求められます。

設置に当たりましては単独設置と県への事務委託という二つの方法がございますが、神奈川県の町村につきましては、審査請求の件数が極めて少ないことや高い専門性が求められることから、町村単独での設置が困難なため県に事務委託できることとなりました。参考までに申し上げますと、開成町単独では過去に審査請求の例はございません。県に事務委託するという方法は、人事委員会を独自で設置していないことから、県に公平委員会の事務を委託しているものと同様の考え方でございます。

規約につきまして、ご説明いたします。第1条の事務委託の範囲から第5条までとなっております。第3条に規定する経費について、ご説明いたします。負担金としましては、審査請求が発生した場合にのみ、1件当たり県の試算ではおよそ37万円という見込みでございます。これは、定例での負担金等は一切発生しない見込みとなっております。

説明は以上になります。よろしくお願ひいたします。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

2番、山田議員。

○2番（山田貴弘）

2番、山田貴弘です。

今回の制度の部分では、初めてのケースなので、今までわからなかったのですが、今までの手続というのは町が全部やっていたわけですね。昨日の条例の部分では行政不服審理員というものが認められて、当然、そういう人物が出てくるのですが、そこら辺の絡みの事務の流れというのがどういう流れになっていくのか。初めてのケースなので、もうちょっと詳しく説明をお願いします。

○議長（茅沼隆文）

総務課長。

○総務課長（山口哲也）

それでは、山田議員のご質問にお答えいたします。

まず、町が行った、処分庁ですね、町が行った処分に対して審査請求、不服がある場合は、町に対して申し出がされます。それに対して町は審理員という、開成町におきましては非常勤の弁護士を雇用する予定でおりますが、その審理員が、まず処分の妥当性、これを判断して、意見書をもう一度、審査庁、これも開成町になりますが、開成町のほうに戻されると。それを今度は町の方から、「こういう処分をしました、審理員の意見はこうなっております」というものを新たに設置されます行政不服審査会に諮ると、諮問をいたします。そうしますと行政不服審査会が答申をするということになります。

行政不服審査会というのは、本来は市町村が独自で設置するという方法もございしますが、先ほどご説明いたしましたとおり、案件が極めて少ないこと、また非常に専門性が高くてなかなか町村単独での設置というのも難しいということから、県がこれを受けてくださると、神奈川県内の町村に限っては県が受け付けてくれるということになっております。事務の流れといたしましては、そのようになっております。

○議長（茅沼隆文）

山田議員。

○2番（山田貴弘）

2番、山田貴弘です。

大変わかりやすく説明いただいて、理解いたしました。

そのような中で、今回、事務を神奈川県に頼むということでは異論はないのですが、足柄地域全体を見たときに、果たして神奈川県がいいのか5町がいいのかという。そこら辺の枠組みというのは、今後、権限の委譲だとか、そういうのがあると、上郡の役割というもののレベルをもう少し上げていかななくてはいけないという方向性にな

っていくのではないのかなという。

そうなったときに、何でも神奈川県がやってくれるから頼むのではなくて、そこら辺の5町が集まった中で、これぐらいの事務であれば上郡の方でできるのではないかなというように検討があってもいいのかなというふうに思いましたので、そこら辺、事前にやって、仮にできる方向性にあっても、やはり難しいから神奈川県に頼むのだというところに至ったのかどうか。今後、広域連携というのは大変重要な部分になってきますので、共同でできるものはやっていくというのを常に提案していかなくてはならないのではないのかなという考えがありますので、そこら辺、議論をしたのかどうか、回答の方をよろしくお願いします。

○議長（茅沼隆文）

総務課長。

○総務課長（山口哲也）

それでは、山田議員のご質問にお答えいたします。

既に、これ議員もご存じのとおり、例えば情報公開ですとか個人情報保護審査会につきましては上郡5町で共同設置をしております。今回の行政不服審査会の設置に当たりまして、「上郡5町で」という案も実はございました。そういった中で、神奈川県内の町村会の方で話し合いをしたところ、これは初めてのことであるし、なかなか県内で件数も極めて少ないということから、まずは神奈川県の方にお問い合わせをしてみましよう。で、県のほうが快く受けていただけというような経緯がございます。

議員がおっしゃるように、今後も法改正ですとかいろいろ変わってきた場合には、例えば上郡での共同設置ですとか町での単独設置ということも、これは否定できないと思いますが、現時点で、まずスタートとしましては、県、町村の足並みをそろえて神奈川県に委託するという事になったこととさせていただきます。

○議長（茅沼隆文）

よろしいですか。

11番、菊川議員。

○11番（菊川敬人）

11番、菊川です。

この事務委託に関しましては、事案が発生したときに1件当たり37万程度を支払うということですが、事務委託の委託期間というか、契約期間というのはあるのでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

総務課長。

○総務課長（山口哲也）

それでは、菊川議員のご質問にお答えいたします。

規約の中には期間というのは、まだここにはうたってございませんが、基本的には公平委員会等と同じく、まず1年間の委託をしまして、特に双方で異議がなければ延

長されるというような流れになっていくものと思われま

す。

○議長（茅沼隆文）

ほかに質問はございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

質問がないようですので、討論に入ります。

討論のある方、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

討論もないようですので、採決に入ります。

それでは、議案第15号 開成町と神奈川県との間における行政不服審査会の事務の委託に関する協議について、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（茅沼隆文）

起立全員によって可決いたしました。